

輪島市監査公表第32号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成28年11月9日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成28年11月2日（水） 都市整備課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成28年度の監査資料（平成28年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成27年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○都市整備課は「誰もが住みたいと思う快適なまちづくり」等をテーマに、様々な事業に取り組んでおり、それにあたっては国の交付金事業を有効に活用する努力を行っている。具体の事業の進捗にあたっては、財政課等と連携して有効な起債を活用する努力を継続して頂きたい。特に、マリンタウン用地販売事業については、景観形成補助金を併用しながら、着実に街並み景観の形成に成果が上がりつつあるが、課題である宅地分譲地の販売促進にさらに尽力されるよう期待したい。

○公営住宅の使用料滞納は、その原因に平成18年度以前の退去者によるものが90パーセントを占め、分割徴収がほとんどであることから、なかなか滞納繰越が縮減とならないのが現状である。しかしながら、未納は公平性の観点から許されるものではなく、滞納者に真摯に相談にのるとともに、今後も引き続き滞納額削減に向け取り組んで頂きたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 公営住宅使用料の滞納について

課題は多いと思われるが、具体的な計画を立て今後も引き続き滞納額削減に向け取り組まれない。